

平成 15 年 5 月 28 日

全日本漬物協同組合連合会

原料原産地表示の実施の実態等について

1. 農産物漬物は、農産加工食品の中では最初に原料原産地表示を実施

梅干し、らっきょう漬

平成 12 年 12 月 28 日告示、平成 13 年 10 月 1 日適用

梅干し、らっきょう漬を除く全ての漬物

平成 13 年 8 月 20 日告示、平成 14 年 4 月 1 日適用

2. 実施に当たっての業界内の調整及び問題点等

(1) 農産加工食品の中で最初に実施することとなったことへの反発

(2) 包装資材費の増嵩に対する不満（費用の増嵩分が製品価格に容易に転嫁できない実態）

新たな印刷原版の作成費：ポリ袋の種類毎（1 種類 25,000 円）

(3) 古い容器包材の余部への対応

経過措置期間を経ても古い容器包材の余部が相当量発生

(4) 原料原産地表示に関連する事項の業界内の基本的な考え方の整理（「自主基準」）

(5) 原料原産地表示が全ての要因ではないが、海外工場へシフトする傾向

(6) 原料原産地表示を契機に国内産原料に切り換える動きが確実にある中で産地側との連携を模索（産地側の関心は高くない）